

一般社団法人横浜市自閉症協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人横浜市自閉症協会と称する。

平成30年5月27日に行われた総会において、「横浜市自閉症児・者親の会」及び「横浜市自閉症協会」を統合し、「一般社団法人横浜市自閉症協会」とすることを決議した。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市中区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、横浜市の自閉症スペクトラム障害の人達に対する福祉の増進及び社会参加の促進を図り、広く社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 施策への提言と改善推進
- (2) 調査・研究事業
- (3) 理解・啓発事業
- (4) 相談事業
- (5) 支援者・成年後見人等の育成
- (6) 研究会・講習会
- (7) 出版及び物品販売事業
- (8) 関連組織の育成援助
- (9) 諸団体との提携・協力
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動を推進する個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動を賛助・後援する個人・団体

（会員の資格の取得）

第6条 正会員及び賛助会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申込みのものとする。

（会費）

第7条 正会員は、理事会の定めるところにより、正会員費を納入しなければならない。
賛助会員は、理事会の定めるところにより、賛助会員費を納入しなければならない。

（会員資格の喪失）

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 会員である個人が死亡したとき、若しくは失そう宣告を受けたとき、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 会費を3か月以上滞納したとき
- (4) 除名されたとき

（退会）

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、一般法人法第49条2項に定める総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

第4章 総会

（構成）

第 11 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の総会とする。

(権限)

第 12 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 総会は、定時総会として毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 14 条 総会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 15 条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。理事長に事故があるときは、当該総会で議長を選出する。

(議決)

第 16 条 総会における決議事項は、あらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した総正会員の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

3 一般法人法第 49 条 2 項の議事は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(表決権等)

第 17 条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

(議事録)

第 18 条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 5 章 役員

(役員)

第 19 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 15 名以内
- (2) 監事 2 名以内
- 2 理事のうち 1 名を理事長（会長）、1 名以上を副理事長（副会長）とする。
- 3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第 20 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長（会長）及び副理事長（副会長）は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長及び副理事長は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の終了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 24 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 25 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員法人に対する損害賠償責任の一部免除)

第 26 条 この法人は、一般法人法に規定される役員法人に対する損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 27 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(招集)

第 29 条 理事会は、理事長が招集する。

(決議)

第 30 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定に関わらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 31 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者名（書面もしくは電磁的方法による表決者にあたってはその旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事経過の概要及び決議の結果
- 2 出席した理事長及び監事は前項の議事録に署名又は記名押印しなければならない。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

第 7 章 会計

(事業年度)

第 33 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 34 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 35 条 この法人の事業報告、損益計算書、貸借対照表等の決算については、毎事業年度終了後、理事

長が作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を受けた書類は定時総会に提出し、事業報告についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類の他、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第37条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配)

第38条 この法人は、剰余金の分配を行うことが出来ない。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

(設置等)

第41条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

- 2 事務局には、事務局長及び必要により職員を置くことができる。

3 事務局長及び職員は、理事長が任命する。

4 事務局の組織及び運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第11章 附則

(最初の事業年度)

第42条 この法人の設立当初の事業年度は、設立の日から平成31年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第43条 この法人の設立当初の役員は次の通りとする。

理事長（会長） 中野 美奈子

副理事長（副会長） 西川 智久

副理事長（副会長） 三好 靖子

事務局長 高橋 奈津子

理 事 内山 登紀夫

理 事 志賀 利一

理 事 浮貝 明典

理 事 八島 敏昭

理 事 穴倉 孝

理 事 伊藤 武洋

理 事 平下 和子

監 事 中村 公昭

第44条 この法人の設立時社員の氏名及び住所は次の通りである。

住 所 （省略）

設立時社員 中野 美奈子

住 所 （省略）

設立時社員 西川 智久

住 所 （省略）

設立時社員 三好 靖子

第45条 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、設立総会の定めるところによるものとする。

第 46 条 この法人の設立当初の役員の任期は、設立の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

第 47 条 この定款の変更は、令和 5 年 6 月 27 日から施行する。